# まち・ひと・ゆめづくり

# 開助治 区画整理ニュース

vol.41 <sup>平成26年6月</sup>



# 駅前1号線が完成しました

#### 今月の内容

- まちづくり協議会・まちづくり実行委員会の活動報告
- 安城南明治第二土地区画整理審議会委員 選挙日程
- 中心市街地拠点整備事業の進捗状況
- センターゾーンに平成28年9月免震マンション完成予定
- 平成26年度工事予定箇所のお知らせ
- 老朽住宅の早期除却希望者、土地売却希望者を募集
- 平成27年度から固定資産税・都市計画税の仮換地課税を開始します

# まちづくり協議会・まちづくり実行委員会の活動報告

南明治第一地区 まちづくり協議会活動

## 末広町内会公民館建設委員会 花ノ木町内会公民館建設準備委員会の 検討活動を支援しています

- 土地区画整理事業により、末広公民館及び花ノ 木公民館が移転となります。
- 建設までに準備期間が必要なため、町内会は平成25年度から建替えの検討に着手しました。
- 末広地区・花ノ木まちづくり協議会は、町内会の 検討活動の支援を今年度も引き続き行います。



末広

平成26年3月20日 末広公民館建設委員会



花ノ木

平成26年3月4日 花ノ木町公民館建設準備委員会

#### 末広地区まちづくり協議会第7回全体集会 花ノ木まちづくり協議会第12回全体会を開催しました

- 昨年度の活動報告及び今年度の協議会の活動計画が示されました。
- 市から今後3か年の工事予定等について説明がありました。



末広

平成26年3月12日 第7回全体集会



花ノ木

平成26年3月13日 第12回全体会

## 南明治第二地区 まちづくり実行委員会活動

#### 第3回総会を開催しました

- 昨年度の活動報告及び今年度の委員会の活動 計画が示されました。
- 市から工事予定等について説明がありました。



平成26年3月24日 まちづくり実行委員会第3回総会

#### 「街なみづくり協定書」の運営を行っています

- 第二地区では建物の建て替えが進んでいます。
- 落ち着いた色合いの街なみが形成されつつあります。
- 街なみづくり協定運営委員会が窓口となり建物の事前 協議を行っています。
- 建物建築にあたり協定同意者から提出された事前協議 申請書を審査しています。



協定同意者から提出された事前協議図書

南明治第一地区·第二地区 まちづくり3団体合同の活動

南明治地区の区画整理事業にともなう都市計画道路沿道のデザインについて検討するため、まちづくりに関係する周辺諸団体に働きかけ、新たにデザインコンセプト会議を立ち上げます。

#### 安城南明治第二土地区画整理審議会委員 選挙日程

西三河都市計画事業安城南明治第二 土地区画整理審議会委員の任期は、8 月19日に満了日を迎えます。これに伴い、選挙人名簿の縦覧を行います。

選挙人名簿の縦覧は、平成26年6月2日現在の、土地の所有者と権利申告した借地権者が名簿に記載されていますので、その記載内容を皆さんに確認していただくものです。

なお、この選挙人名簿に記載されて

いる方が審議会委員の選挙権及び被選挙権を有することになります。



平成26年6月 2日 選挙人名簿作成基準日

平成26年6月27日 選挙人名簿の縦覧開始

名簿に関する異議の申出期間(2週間)

平成26年7月10日 選挙人名簿の縦覧終了

縦覧時間 午前8時30分~午後5時15分(土、日も実施します)

縦覧場所 安城市末広町6番1号 NTT安城ビル内

南明治都市整備事務所

平成26年7月23日 審議会委員の立候補の届出期間

~ 8月 1日

平成26年8月17日 審議会委員選挙 投票日

※立候補者が定員を超えないときは、投票を行いません。

#### 中心市街地拠点整備事業の進捗状況

#### 特定事業契約の締結

(平成26年3月24日)

本事業の実施のために設立した特別目的 会社(SPC)「安城情報拠点施設サービス株 式会社」と事業契約を締結しました。

**事業期間** 契約の日~平成44年5月31日

**契約金額** 62億5320万円(税込み)

事業概要情報拠点施設、広場、公園及び 駐輪場の設計、建設及び維持管 理等

#### 今年度の予定

施設の設計を進め、工事着手を計画して います。



平成26年4月撮影

# センターゾーンに平成28年9月免震マンション完成予定

センターゾーン 共同建替支援事業 位置図



複数の地権者がセンターゾーン共同化事業組合(理 事長/築山清一)を設立し、第一地区36街区に免震マン ション建設を行います。

4月に建設業者を一般公募し、複数社の応募がありま した。現在、優先交渉権者の選定を進めています。

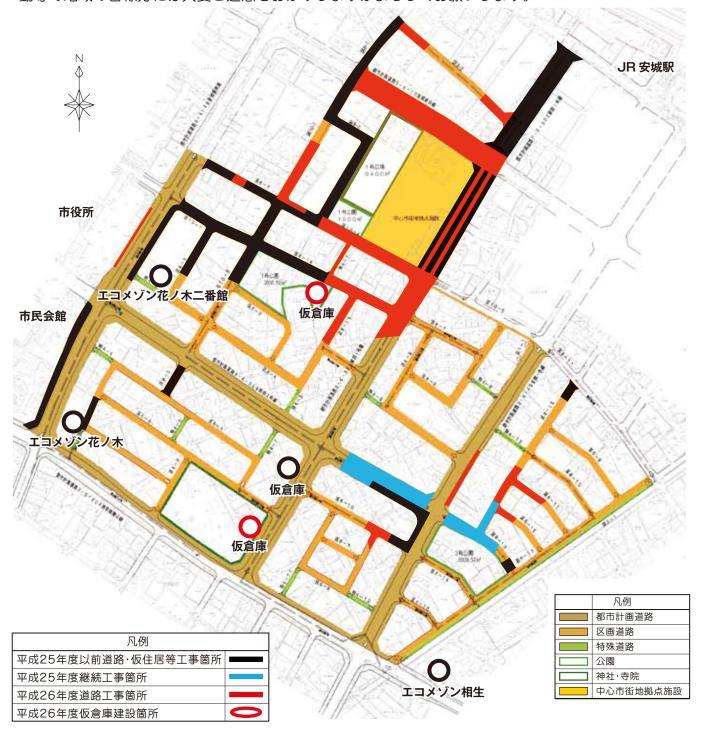
平成26年度設計を行い、平成27年4月建設着工、平成 28年9月竣工を目指しています。



イメージ図

## 平成26年度工事予定箇所のお知らせ

平成26年度、下記のとおり道路・仮倉庫建設等の工事を予定しています。工事中は交通規制、騒音振動等で地域の皆様方には大変ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いします。



#### 老朽住宅の早期除却希望者、土地の売却希望者を募集

安城南明治第一土地区画整理事業の推進のため、空家等の老朽住宅の売却(解体)を受け付けています。移転の順番を待たずに建物補償費をお受け取りいただくことができますので、売却をお考えの方は南明治都市整備事務所へご相談ください。

また、引き続き土地も買い取っており、土地の売却をお考えの場合は、老朽住宅でなくても建物の売却を受け付けます。

なお、条件によりご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

#### 平成27年度から固定資産税・都市計画税の仮換地課税を開始します

#### 平成27年度から「使用収益の開始通知」が出された 土地(仮換地)について、仮換地課税を開始します。

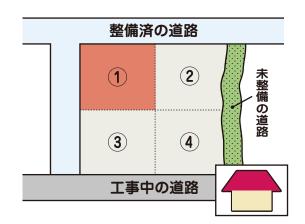
#### Q&A

#### **Q.** なぜ仮換地課税にするの?

▲. 現在の課税方法は、登記簿上の土地の形状や面積で課税しています。 しかし、家屋の移転や道路の工事等が進むにつれて、実際に利用している土地(仮換地)と課税の内容 が異なるため、非常に分かりにくくなっています。そこで、実際に使用している土地の状況に合わせる ことで、公平で分かりやすい課税となるため、仮換地の使用収益が開始された土地については、仮換地 課税を行います。

#### Q. 対象となる土地はどこ?

▲. 毎年1月1日(賦課期日)時点で、使用収益の開始通知が出された仮換地が対象です。



#### 【仮換地課税の対象となる土地】

1……使用収益開始済の仮換地

#### 【仮換地課税の対象とならない土地】

- ②……未整備の道路に接している仮換地
- ③……工事中の道路に接している仮換地
- 4 ……未整備の道路及び工事中の道路に 接しており、支障物がある仮換地

※②~④は使用収益が開始されていない

仮換地課税について : 資産税課土地係へ(0566)71-2256(ダイヤルイン)

使用収益の開始について:南明治都市整備事務所へ

# 問い合わせ先

▶安城南明治土地区画整理事業に関すること 南明治都市整備事務所

〒446-0038 安城市末広町6番1号 NTT安城ビル内

TEL (0566)71-3751 FAX (0566)71-3752

・中心市街地拠点整備(更生病院跡地)に関すること 安城市役所 南明治整備課拠点整備室(北庁舎3階)

〒446-8501 安城市桜町18番23号

TEL (0566)76-1111(代表) (0566) 71-2245 (ダイヤルイン) FAX (0566)76-0066 E-mail: shigaichi@city.anjo.aichi.jp URL: http://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/machidukuri/kukakuseiri/minamimeiji/index.html

